

## ○ 西いぶり広域連合連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 広域連合の連絡調整機関として、次の会議を設置する。

(1) 広域連合副市町長会議（以下「副市町長会議」という。）

(2) 広域連合事務担当課長職会議（以下「課長職会議」という。）

(副市町長会議)

第3条 副市町長会議は、構成市町の副市町長（副市町長が2人の場合は、構成市町の指定する副市町長）で構成する。

2 副市町長会議は、広域連合の規約の変更、運営方針等の重要な事項を協議するため、広域連合長が必要な都度、招集する。

3 副市町長会議の議長は、広域連合事務管理者とする。

4 副市町長会議は、関係市町の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 副市町長会議に参加を置くことができ、参加は広域連合の近隣の市町村から当該副市町長会議の同意を得て選任する。

(課長職会議)

第4条 課長職会議は、広域連合の適正な管理及び運営を図るため、広域連合長が必要の都度招集する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。